

【許可申請に必要な書類等】（※チェックリストとしてお使いください。）

No.	書類の名称	様式	内容等	区分		備考	☑
				宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積		
1	宅地造成又は特定盛土に関する工事の許可申請書	省令 第二	・申請者、工事の概要等を記載	要	－	(省令第7条第1項)	
2	土石の堆積に関する工事の許可申請書	省令 第四	・申請者、工事の概要等を記載	－	要	(省令第7条第2項)	
3	設計者の資格証明書	－	・卒業証明書	要 ＜備考に記載 の設計を行う 場合＞	要 ＜備考に記載 の設計を行う 場合＞	・高さが5mを超える擁壁の設置 ・盛土又は切土をする土地の面積が 1,500㎡を超える土地における排水施 設の設置 (※設計者の資格は、手引3－3を参照 のこと)	
4		参考 様式2	・実務経験証明書				
5		－	・資格、免許等の写し				
6	構造計算書	－	・擁壁又は崖面崩壊防止施設の概 要(注) ・構造計画、応力算定及び断面算 定	要 ＜備考に該当 する場合＞	要 ＜備考に該当 する場合＞	・鉄筋コンクリート造、無筋コンクリ ート造の擁壁を設置する場合 (省令第7条第1項第2号) ・崖面崩壊防止施設の場合 (政令第14条、省令第31条)	
		－	・措置の概要、構造計画、応力 算定及び断面計算等	－	要 ＜備考に該当 する場合＞	・土石の堆積を行う面(鋼板等を使用し たものであって、勾配が10分の1 以下 であるものに限る)を有する堅固な構造 物、又は、堆積した土石の滑動を防ぐた め又は滑動する堆積した土石を支えるた めの構造物を設置する場合 (省令第7条第2項第2号、第32条)	
		－		－	要 ＜備考に該当 する場合＞	・堆積した土石の周囲にその高さを超え る鋼矢板等の設置措置を講ずる場合 (省令第7条第2項第3号、第34条第1 項第1号)	
7	地盤、崖面及び溪流等におけ る盛土の安定計算書	－	・土質試験その他の調査 ・試験に基づく安定計算書 ・盛土の安定計算書	要 ＜備考に該当 する場合＞	－	・災害の生じるおそれ特に大きい土地 において、高さ15mを超える盛土をす る場合(省令第7条第1項第3号) ・崖面を擁壁で覆わない場合 (省令第7条第1項第4号)	
				－	要 ＜備考に該当 する場合＞	・溪流等において盛土をする場合	
8	大臣認定擁壁認定書	－	・計画条件が認定条件を満足し ていることが分かる書類	要 ＜備考に該当 する場合＞	要 ＜備考に該当 する場合＞	・鉄筋コンクリート造、無筋コンクリ ート造又は間知石練積み造その他練積み 造 以外 の擁壁で国土交通大臣がこれら の擁壁と同等以上の効力があると認める ものを設置する場合(政令第17条)	
9	工事主の資力・信用に関する 書類 ＜共通＞	省令 第三	・資金計画書(宅地造成、特定 盛土等)	要	－	(省令第7条第1項第9号)	
		省令 第五	・資金計画書(土石の堆積)	－	要	(省令第7条第2項第7号)	
10		－	・預金残高証明書	要	要	(細則第5条第1号)	
11		－	・資金借入又は融資証明書			(細則第5条第1号)	
12		－	・宅地建物取引業法第3条第1項 の免許を受けていることを証す る書類	要 ＜備考に該当 する場合＞	要 ＜備考に該当 する場合＞	・工事によって造成した土地を他へ譲渡 することを業とする者である場合 (細則第5条第3号)	
13	工事主の資力・信用に関する 書類 ＜個人＞	－	・住民票又は個人番号カードの写 し	要 ＜個人の場合＞	要 ＜個人の場合＞	・個人番号カードの写しの場合は番号を 黒塗りしたもの (省令第7条第1項第7号)	
14		－	・最近3年度の所得税の納税証明 書			(細則第5条第2号)	
15	工事主の資力・信用に関する 書類 ＜法人＞	－	・登記事項証明書	要 ＜法人の場合＞	要 ＜法人の場合＞	(省令第7条第1項第8号イ、第7条第 2 項第6号イ)	
16		－	・事業経歴書			(細則第5条第2号)	
17		－	・役員の住民票又は個人番号カ ードの写し			・個人番号カードの写しの場合は番号を 黒塗りしたもの (省令第7条第1項第8号ロ、第7条第 2 項第6号ロ)	
18		－	・最近3年度の法人税および法人 事業税の納税証明書			(細則第5条第2号)	
19	工事施行者の能力に関する書 類	－	・工事施行者の登記事項証明書	要 ＜備考に該当 する場合＞	要 ＜備考に該当 する場合＞	・盛土、切土又は土石の堆積をする土地 の面積が1ha以上、又は擁壁等(排水施 設を除く)を設置する工事 (細則第5条第4号)	
20		－	・工事施行者の事業経歴書				
21		－	・工事施行者の建設業許可証明書				

22	申請地及びその周辺の写真	—		要	要	(省令第7条第1項第6号、第7条第2項第4号)	
23	土地の権利者の使用同意書	細則第2	・宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事区域内の土地について、造成事業の施行の妨げとなる権利を有する者の同意書	要	要	・妨げとなる権利とは、所有権、永小作権、地上権、賃借権、質権等がある (省令第7条第1項第10号、第7条第2項第8号)(細則第4条)	
24	土地の公図の写し	—	・工事に関連する土地の境界(赤枠で囲むこと) ・工事に関連する土地の地番	要	要	・謄写者、謄写場所、謄写年月日を記入すること (省令第7条第1項第10号、第7条第2項第8号)	
25	土地登記事項証明書	—	・宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の施行区域内の土地登記事項証明書	要	要	・申請時直前のものであること (省令第7条第1項第10号、第7条第2項第8号)	
26	住民への周知措置を講じたことを証する書類	参考様式3	<説明会開催の場合> ・開催の周知範囲が分かる位置図等 ・開催案内及び開催結果が分かる資料(説明会に用いた資料等) <書面配布の場合> ・配布した書面 ・配布範囲が分かる位置図等 <掲示及びインターネットによる場合> ・掲示場所が分かる位置図等 ・掲示状況の写真 ・閲覧ページの写し(URL含む)	要	要	<住民周知の範囲> ・13ページに示す範囲の考え方参照 (省令第6条、第7条第1項第11号、第7条第2項第9号)	
27	他法令に基づく許認可等の写し	—	・他の法令で許認可等を要する時は、それらの許認可等を証する書類	要	要		
28	委任状	—	・代理人が申請を行う場合、当該代理人へ委任を行う旨を記載した書類	要 <代理人が申請する場合>	要 <代理人が申請する場合>	※他の手続きにおいても代理人が手続きを行う場合は委任状を提出すること	

(注) 崖面崩壊防止施設の概要が分かる資料には、「擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象(盛土又は切土をした後の地盤の変動、地盤の内部への地下水へ侵入又はその他、擁壁が有する崖の安定を保つ機能を損なう事象)」が分かる書類を添付してください。

【許可申請に添付する図面】

省令第7条第1項第1号、第7条第2項第1号

No.	図面の名称	明示すべき事項	縮尺	区分		備考	☑
				宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積		
1	位置図	・方位、道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	要	要		
2	地形図	・方位及び土地の境界線（赤枠で囲むこと）	1/2,500 以上	要	要	・等高線は、2mの標高差を示すものとする	
3	土地の平面図	・方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分 ・崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	1/2,500 以上	要	—	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること ・植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること ・擁壁、崖面崩壊防止施設及び排水施設については、申請書と照合できるように番号を付すること	
		・方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容 ・堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	1/500 以上	—	要	・断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること ・空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止する措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること	
4	土地の断面図	・盛土又は切土をする前後の地盤面	1/2,500 以上	要	—	・高低差の著しい箇所について作成すること	
		・土石の堆積を行う土地の地盤面	1/500 以上	—	要	・申請書の土石の堆積の最大堆積高さ及び土石の堆積を行う土地の最大勾配が照合できるように作成すること	
5	排水施設の平面図	・排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称	1/500 以上	要	—	・汚水、雨水を区別すること。 ・流量計算書及び流域図を添付すること ・土石の堆積については、「3 土地の平面図」に記載すること	
6	崖の断面図	・崖の高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	1/50 以上	要	—	・擁壁で覆われる崖面については、土質に関する事項は示すことを要しない	
7	擁壁の断面図	・擁壁の寸法及び勾配 ・擁壁の材料の種類及び寸法 ・裏込めコンクリートの寸法 ・透水層の位置及び寸法 ・擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	1/50 以上	要	堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置として設置する場合は要	・コンクリート擁壁の場合は、構造計算書を添付すること	
8	擁壁の背面図	・擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	—		
9	崖面崩壊防止施設の断面図	・崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配 ・崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法 ・崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	—		
10	崖面崩壊防止施設の背面図	・崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	1/50 以上	要	—	・水抜穴及び透水層に係る事項については、必要に応じて記載すること	
11	排水施設構造図	・構造詳細図	1/50 以上	要	要	・土石の堆積の場合は、「3 土地の平面図」に記載した排水措置に関して作成すること	
12	求積図	・許可申請に関連のある土地の全面積、盛土又は切土をする土地の面積	指定なし	要	要		
13	擁壁展開図	・基礎の寸法 ・擁壁の位置および寸法	指定なし	要	—		
14	規制区域図	・該当メッシュを赤枠で囲む	指定なし	要	要	・HP公開の規制区域図詳細図を用い、追記のこと	